

機構集積協力金の交付方法に係る県方針

1 機構集積協力金交付事業の平成29年度交付基準について

① 地域集積協力金交付事業のうち、担い手[※]への新たな集積面積分は、以下の表のとおり農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「国要綱」という。）の別記2に規定された交付額とする。

※ここでいう担い手は、国要綱の別表1で定義されている認定農業者、基本構想水準到達者、集落農業経営、認定新規就農者をいう。

② ①以外の地域集積協力金及び経営転換協力金、耕作者集積協力金については、以下の表の交付単価とする。

協力金名	区 分	新たに集積した面積の単価	交付単価
地域集積協力金	2割超5割以下	15,000円/10a	11,000円/10a
	5割超8割以下	21,000円/10a	16,000円/10a
	8割超	27,000円/10a	21,000円/10a
経営転換協力金	0.5ha以下	—	23.3万円/戸
	0.5ha超2ha以下	—	38.9万円/戸
	2ha超	—	54.5万円/戸
耕作者集積協力金		—	7,000円/10a

※地域集積協力金の交付単価は、新たに集積した面積以外の単価。

2 地域集積協力金の採択基準について

以下の①の国要件に加え、②の県要件を設定し、両要件を達成した地域に対して地域集積協力金を交付する。

① 国要件：地域の農地面積の20%超を機構に貸し付ける地域

② 県要件：地域の担い手[※]へ新たに集積・集約化する農地の合計面積が、地域の農地面積の3%以上となる地域（別紙1を参考とする。）

※ここでいう担い手は国定義の担い手に加え、人・農地プランの中心経営体又は中心経営体に位置づけられることが確実な者をいう（地域での話し合いにより受け手とされた者が中心経営体でない場合は、次回のプラン見直し時に位置づけられること。）。

[県要件に係る補足]

(ア) 取り組み初年目に県要件を満たさない地域でも、その後県要件を達成すれば、それまでに農地中間管理機構に貸し付けた面積を含め交付対象とできる。

(イ) 県要件を達成した地域は、その年度以降、当該年度の上記②の割合に関わらず交付対象地域とする。

3 地域集積協力金の採択基準等の確認について

上記1、2による地域集積協力金の採択基準等の確認のため、国要綱の第6の3の(2)に基づく市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号）の申請時、及び鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱（平成26年11月20日付け第201400110974号鳥取県農林水産部長通知）第5条に基づく交付申請時に別紙2を添付するものとする。

別紙 1

1 本県における地域集積協力金の交付対象地域の考え方

10年間で全農地面積のうち担い手が経営する農地の割合（集積率）を20%から50%へ30%増加させる目標を踏まえ、担い手が新たに集積・集約化する面積の割合を地域の農地面積の3%とし、これをクリアした地域にのみ協力金を交付する。

2 算定式

$$\frac{\text{担い手への新たな集積となる農地+担い手への集約化に資する農地 (㊦)}}{\text{地域の農地面積 (㊧)}} \geq 3\%$$

※現在の担い手の集積率に関わらず、地域の農地面積の3%を新たに集積・集約化することが必要

(1) 担い手への新たな集積となる農地+担い手への集約化に資する農地 (㊦)

①新たな集積となる農地について

下記の i と ii の面積の合計面積：

- i. 非担い手から認定農業者等国要綱の別記1で定義されている担い手及び人・農地プランの中心経営体（中心経営体に位置づけられることが確実な経営体も含む）への集積
→ 新たに集積・集約化した面積
- ii. 当該年度中に認定農業者になった（なることが確実な経営体も含む）農業者への集積等
→ 新たに集積・集約化した面積と既存の経営面積の合計面積

②担い手への集約化に資する農地について

担い手同士又は担い手と非担い手間で、相手の経営農地に連担する農地を交換し、互いに分散錯圃の解消を図る（図った）面積

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地

- 連担要件
- (ア) 畦畔で接続する農地
 - (イ) 農道又は水路等を挟んで接続する農地
 - (ウ) 各々一隅で接続する農地
 - (エ) 段状に接続する農地
 - (オ) 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(2) 地域の農地面積 (㊧)

地域集積協力金の交付単価の算定に用いる地域の農地面積（畑地等も含む）

3 県基準に係る農地面積のカウント例

地域の農地面積が10haの場合 (10ha×3%=30aの新たな集積・集約化が必要)

(1) 新たな集積の場合

①既存の担い手(個人農家、集落営農法人)に集積する場合

- ・担い手農家に新たに50a集積させる
 - 新たな集積・集約化面積は50aであり、集積・集約化率は5%(県要件達成)
- ・担い手農家に新たに15a集積させる
 - 新たな集積・集約化面積は15aであり、集積・集約化率は1.5%(県要件未達成)

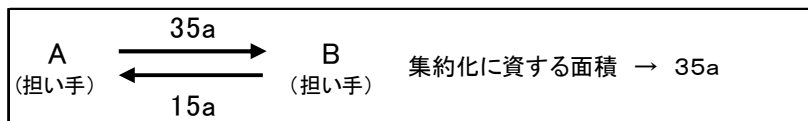
②地域の農業者が新たに認定農業者になる場合

- ・現在2ha経営している農業者が、新たに20a集積したうえで、今年度認定農業者になる
 - 新たな集積・集約化面積は220a(200+20)であり、集積・集約化率は22%(県要件達成)

(2) 担い手への集約化に資する場合

①担い手同士(AとB)で、集約化(分散錯圃の解消)を行う場合

- ・Aの農地のうち35aをBに、Bの農地のうち15aをAに集約化する
 - 集約化に資する面積は、AB間で動いた農地のうち、多い方とする。
 - 集約化に資する面積は35aであり、集積・集約率は3.5%(県要件達成)



②担い手Aと非担い手Cで、集約化(分散錯圃の解消)を行う場合

- ・Aの農地のうち50aをCに、Cの農地のうち30aをAに集約化する
 - 集約化に資する面積は、担い手Aに集約化された農地とする。
 - 集約化に資する面積は30aであり、集積・集約率は3.0%(県要件達成)

